特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	:取り扱う事務					
①事務の名称	児童手当に関する事務					
②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、1 8歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法第9条第1項、別表の81の項に基づき、児童手当法による以下の児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 ①申請書や申立書の内容に関する確認(住民情報、所得情報、年金情報) ②当該申請者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に行う当該口座情報の確認					
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)					
2. 特定個人情報ファイル名	í					
児童手当情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の81の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第44条					
4. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106・107の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・125・141・161の項					
5. 評価実施機関における	旦当部署					
①部署	あんしん福祉部 児童福祉課					
②所属長の役職名	児童福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・記	丁正·利用停止請求					
請求先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの)取扱いに関する問合せ (1985年)					
連絡先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者数	女						
特定個人情報	般ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故	3. 重大事故						
	Iに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際には本たシステム入力や書類の保管、個人情報を含む書類やUSBン	人からの個人 廃棄等、人手 メモリは、施錠	「一登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー番号取得を徹底し、個人番号の真正性の確認をしている。また、が介在する局面ごとで複数の目を通したチェックを行う他、特定できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じクへの対策は「十分である」と考えられる。			

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・점	各発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考え	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報と 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策の システムを通じて目的外の システムを通じて不正なり い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 いへの対策 策 長託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	置、技術的安全管理措置を講・個人番号を含む書類を郵送でいないか複数の目でチェックを ・特定個人情報を含む書類やし	じている。 する場合は宛先に間違い としている。 USBメモリは、施錠できる	漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的 いがないか、関係ない者の特定個人情 ら書棚に保管することを徹底している。 弱洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分	報が含まれて

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I,5、②所属長	児童福祉課長 青木雅俊	児童福祉課長 水本 俊明	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
	係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
亚世00年4日1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	I,5、②所属長	児童福祉課長 水本 俊明	児童福祉課長 木ノ下 吉正	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
T-100 T (D (D	エ の 取状学数 いつはよの	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	児童福祉課長 木ノ下 吉正	児童福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
平成31年4月1日	徐釵か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	1糸剱か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	徐釵か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年6月10日	人ナムによる 報理捞 太拝	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年6月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
△ 504/E0□10□	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I ,1,②事務の概要	る生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法においては、別表第一項番56に基づき、	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法第9条第1項、別表第一の56の項に基づき、児童手当法による次の児童手当又は特例に付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 ①申請書や申立書の内容に関する確認(住民情報、所得情報、年金情報) ②当該申請者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に行う当該口座情報の確認	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を開始するため。
令和5年2月28日	③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー	児童手当システム、中間サーバー、申請管理システム(サービス検索・電子申請機能)	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を 開始するため。
令和5年2月28日	3,法令上の根拠	番号法別表第一項番56	番号法第9条第1項、別表第一の56の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第44条	事前	公金受取口座登録制度利用による変更及びオンライン申請を 開始するため。
令和5年2月28日	4,②法令上の根拠	並びに児童手当法施行規則第1条の4等	番号法第19条8号 別表第二第74項及び第75項 平成26年内閣府・総務省令第7号の第40条、40 の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条23号	事前	公金受取口座登録制度利用に よる変更及びオンライン申請を 開始するため。
令和5年2月28日	Ⅱ,1.対象人数 及び 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年2月28日時点	事前	重要な変更に該当しない。
令和6年1月22日	1,1.②事務の概要	15歳到達後最初の3月31日	18歳到達後最初の3月31日	事後	重要な変更に該当しない。
令和6年1月22日	1,1.②事務の概要	番号法第9条第1項、別表第一の56	番号法第9条第1項、別表の81	事後	重要な変更に該当しない。
令和6年1月22日	1,1.②事務の概要	児童手当又は特例給付	児童手当	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月22日	3,法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の56	番号法第9条第1項、別表の81	事後	重要な変更に該当しない。
令和6年1月22日	4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第74項及び第75 項	番号法第19条第1項第7号	事後	重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	4.②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 平成26年内閣府・総務省令第7号の第40条、40 の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第 2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条23号	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106・107の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42・125・141・161の項	事後	重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	II, 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年2月28日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない。
	IV, リスク対策8. 人 手を介在させる作業	-	十分である	事後	新様式に伴い新設
	IV, リスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からの個人番号取得を徹底し、個人番号の真正性の確認をしている。また、システム入力や書類の保管、廃棄等、人手が介在する局面ごとで複数の目を通したチェックを行う他、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式に伴い新設
	Ⅳ, リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる 対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式に伴い新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月21日	IV, リスク対策11. 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	新様式に伴い新設
令和7年10月21日	Ⅳ, リスク対策11. 判断の根拠	-	五條市情報セキュリティポリシー基本方針に基づき、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。・個人番号を含む書類を郵送する場合は宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないか複数の目でチェックをしている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式に伴い新設